

保企第〇〇〇〇号

令和2年12月〇日

大阪府内二次救急医療機関の長 各位

大阪府新型コロナウイルス対策本部長

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症患者の受入にかかる臨時対応について（緊急要請）

日頃より、新型コロナウイルス感染症患者等の受入にご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、重症患者の受入病床が特にひっ迫していることから、12月3日に大阪モデルのレッドステージ（非常事態）に移行するとともに、「医療非常事態宣言」を発出し、府民に対してできる限り不要不急の外出自粛を要請しました。

しかしながら、感染状況は依然収束しておらず、受入病床について、今後病床運用率が100%を超える恐れもあります。

これらを踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項（都道府県対策本部長による協力要請）に基づき、下記のとおり、緊急要請します。

<緊急要請について>

- ・要請先 二次救急医療機関
- ・要請期間 12月〇日（〇）から〇月〇日（〇）
- ・要請内容 救急受入患者が抗原検査等で陽性となった際も、軽症中等症患者の場合、貴院において入院医療を継続（2名程度まで）

※ただし、軽症中等症病床運用医療機関において、病床運用率^(注)が概ね80%程度となる等、新規受入が困難となる場合に限る。

(注)病床運用率…入院患者数/実運用病床数

※陽性患者を受け入れた場合、以下の補助を行います。

- ・患者受入期間に生じた一定の空床に対する補助
- ・個人防護具や簡易病室の整備など、感染防止対策に必要となる設備等に対する補助